

生活交通確保維持改善計画案（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 年 月 日

荒尾市地域公共交通活性化協議会

| |
|---|
| ・生活交通確保維持改善計画の名称 |
| 荒尾市生活交通確保維持改善計画 |
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 |
| <p>荒尾市は、熊本県の西北端に位置し（東経130度26分、北緯32度59分12秒）、北は福岡県大牟田市、東は小岱山頂を境として玉名郡南関町、玉名市、南は玉名市、玉名郡長洲町に接し、西は有明海を隔てて長崎県、佐賀県に面している。市域は東西10km、南北7.5km、面積は57.37km²で、東部には本市最高峰の小岱山（筒ヶ岳501.4m）を擁し、西の有明海へとなだらかな丘陵が続いている。</p> <p>有明海沿岸にあたる市の西部をJR鹿児島本線が南北に運行しており、人口の集積は、主に市の北西部や中央部及び市営住宅等がある箇所に見られる。令和2年4月末現在の人口は51,951人、高齢化率は35.24%となっており高齢化が進んでいる状況である。</p> <p>本市の路線バス事業は、平成16年度に市営バスを民間移譲して以降、現在では2つの民間事業者により、市内線13系統、長洲・玉名方面への広域線3系統、大牟田方面への広域線5系統の計21系統が運行している。利用状況については、人口減少やモータリゼーションの進展に伴い、利用者数が年々減少しているところである。</p> <p>そのような中、平成24年度には、荒尾市地域公共交通活性化協議会を設置し、本市における持続可能で最適な交通体系を構築するため「荒尾市地域公共交通総合連携計画」を策定した。その中で、予約型乗合タクシーの導入をはじめとする路線の再編を実施したことで市の財政負担額が一旦は改善されたものの、その後も公共交通利用者は減少を続けており、平成28年度の財政負担額は前年比で再び増加に転じたところである。</p> <p>そのため、本市では平成30年3月に地域公共交通の現状や市民の移動実態を踏まえた「荒尾市地域公共交通網形成計画」を策定し、地域公共交通の確保・維持に向けた課題を解決し、持続可能で利便性の高い公共交通網の構築や公共交通利用環境の改善、公共交通の利用促進を総合的に推進することとしている。</p> <p>また、令和2年10月から、あらお相乗りタクシー（仮称）の運行を予定しており、既存の公共交通機関と共存し、相互利用を推進するとともに、公共交通の潜在利用者の掘り起こしを図ることで持続可能な公共交通網の構築を目指すこととしている。</p> <p>一方、広域的な状況としては、近隣の玉名市には教育機関（大学1校、高校5校）や多数の医療機関があり、本市と玉名市を結ぶバス路線である「桜山玉名線（地域間幹線）」が住民の移動手段として欠かせない重要な生活幹線となっている。そのため、桜山玉名線の荒尾市側の起点であるバスセンターにおいて市内の各バス路線への乗換えを可能としており、医療機関も集積する大型商業施設（あらおシティモール）にも全ての路線バス及び予約型乗合タクシーの乗り入れを行っている。あらお相乗りタクシー（仮称）は市全域での運行を予定しており、桜山玉名線をはじめ全路線との接続が可能であるため、広域利用も含め、公共交通の相互利用を積極的に推進する。</p> <p>これらの路線等を継続して確保・維持していくことは、住民の通学・通院、買い物をはじめとする移動手段の確保のため、必要不可欠である。</p> <p>今後も、引き続きこの生活交通確保維持改善計画を推進しながら、市民の移動実態も踏まえ、県境を跨いで一体的な生活圏を構成する大牟田市をはじめ、近隣自治体との連携も強化することで、生活交通としての利用者に加え、世界遺産関連施設や西日本有数の遊園地などの豊富な観光資源を訪れる観光客などの新たな需要を喚起し、地域公共交通体系の活性化を図ることとしている。</p> |

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・高齢社会への対応や財政負担の軽減、環境問題等に配慮しながら、利便性の向上を図る。
- ・地域公共交通利用者の増加を目指す。
- ・市民みんなで地域公共交通を「守り」「育む」意識の高揚を図る。

【数値目標】

| | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 公共交通機関の利便性に関する満足度（60歳以上） | 15.9% | 20% | 30% | 35% |
| 路線バス利用者数 産交バス(株)市内路線 | 222,123人 | 228,000人 | 233,000人 | 238,000人 |
| 乗合タクシー利用者数 | 7,345人 | 8,200人 | 9,100人 | 10,000人 |
| あらお相乗りタクシー (仮称)利用者数 | — | 7,265人 | 15,053 | 16,137 |

【数値目標根拠】

- ・公共交通機関の利便性に関する満足度（60歳以上）
自動車運転免許の自主返納意向が高くなる60歳以上の高齢者の利便性に関する満足度を倍増。
- ・路線バス利用者数（産交バス(株)市内路線）
モビリティマネジメントを実施し、あらお相乗りタクシー（仮称）等との相互利用の推進を図ることで、R4年度までに150人程度が1人当たり週1往復（年間105回）程度の利用増加を見込む。（約9%増加）
- ・乗合タクシー利用者数
利便性向上及び利用促進により、R4年度までに25人程度が1人当たり週1回（年間105回）程度の利用増加を見込む（約26%増加）
- ・あらお相乗りタクシー（仮称）利用者数
R2は10月～3月の6ヶ月間。乗合タクシー（平井・府本）利用者数の増加率3.6%（実績）×2倍＝7.2%/年増を見込む。

(2) 事業の効果

高齢化率が高く、農村集落が点在する「平井地区」及び「府本地区」では、予約型乗合タクシーが運行することで、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線である桜山玉名線と、支線である八幡台線をはじめとした市内バス路線や予約型乗合タクシー及びあらお相乗りタクシー（仮称）が連携することで、玉名市・荒尾市両市の地域間の移動や市内の移動がスムーズとなり、効率的な運行体系及び乗継ぎが実現できる。さらには、市民の外出促進や地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・個別の生活実態に合わせた公共交通の利用方法を提案するモビリティマネジメントの実施（荒尾市、産交バス）
- ・あらお相乗りタクシー（仮称）の導入を契機とした公共交通相互利用の推進（荒尾市・(有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー・産交バス）
- ・乗合タクシーによる夏季限定増便の実施（荒尾市、(有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー）
- ・広報誌などを活用した公共交通の利便性に関する情報発信の実施（荒尾市）

| |
|---|
| <p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> |
| <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>① 予定している時刻：別紙時刻表添付 運行予定期間：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで</p> <p>② 運行事業者の決定の経緯：市直営バスが存続困難となったため（産交バス） 公募型プロポーザルにより決定（乗合タクシー） 地域公共交通の維持確保が可能となる業者選定を予定 （あらお相乗りタクシー（仮称））</p> <p>③ 地域内フィーダー系統の補足：地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停等にて接続。</p> |
| <p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> |
| <p>荒尾市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> |
| <p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> |
| <p>産交バス（株）、荒尾市タクシー協会（有）荒尾タクシー、平和タクシー（有）、（有）有明タクシー</p> |
| <p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p> |
| <p>該当なし</p> |
| <p>8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> |
| <p>該当なし</p> |
| <p>9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> |
| <p>該当なし</p> |
| <p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> |
| <p>該当なし</p> |
| <p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p> |
| <p>該当なし</p> |

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

別添資料7を添付

| 18. 利用者等の意見の反映状況 | |
|--|---|
| <p>・荒尾市地域公共交通活性化協議会（全委員 37 名：地域住民代表として 12 名、他に荒尾市老人クラブ連合会、荒尾市身体障害者福祉協会連合会、荒尾商工会議所などの団体の代表者も参画）にて本計画に関する議論を行った。</p> | |
| 19. 協議会メンバーの構成員 | |
| 関係都道府県 | 熊本県 企画振興部 交通政策・情報局 交通政策課 熊本県 県北広域本部 玉名地域振興局 維持管理調整課 |
| 関係市区町村 | 荒尾市 総務部 総合政策課 荒尾市 産業建設部 土木課 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 産交バス（株）、西鉄バス大牟田（株）、（有）荒尾タクシー、（有）有明タクシー、（有）みつわタクシー、平和タクシー（有）、九州旅客鉄道（株）熊本支社、熊本県バス協会、熊本県タクシー協会、西鉄グループバス労働組合、全九州産業交通労働組合、熊本県自動車交通労働組合、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所、荒尾警察署 |
| 地方運輸局 | 国土交通省 九州運輸局 熊本運輸支局 |
| その他協議会が必要と認める者 | 熊本大学、荒尾商工会議所、荒尾市老人クラブ連合会、荒尾市身体障害者福祉協会連合会、荒尾地区協議会、万田地区協議会、万田中央地区協議会、井手川地区協議会、中央地区協議会、緑ヶ丘地区協議会、平井地区協議会、府本地区協議会、八幡地区協議会、有明地区協議会、清里地区協議会、桜山地区協議会 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）荒尾市宮内出目 390 番地

（所 属）荒尾市 総務部 総合政策課

（氏 名）坂口 拓也

（電 話）0968-63-1273

（e-mail）ta.29866@city.arao.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です（ただし、上記 2. については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。